

個別あっせん事例 8 : 休憩時間中の賃金の支払いを求めた事例

○申請の概要

Xさんは、Y法人にパートとして勤務していましたが、その勤務時間及び休憩時間は次のようなものでした。

始業・終業時間	17:30～8:30	労働時間 8 時間
休憩時間	23:30～6:30	休憩時間 7 時間

Xさんは、夜間に休憩時間は与えられていましたが、その時間は緊急事態に備えて職場内で待機していたので労働時間であるとして、その時間の賃金の支払いを求めて、あっせん申請を行いました。

○両者の主張

<Xさんの主張>

- ・採用面接の際に、「休憩時間中は、万一の事態に対応するため外出はできません。施設内にいてください。」と言われたので、その時間は施設内にとどまっていた。
- ・現に、行方不明となった入所者を探したことがあった。

<Y法人の主張>

- ・面接の際に、火災など万一の事態の対応はお願いしたが、「施設内にいてください。」とは言っていない。
- ・行方不明者探しを手伝ってもらったことはあったが、それは30分間の1回のみであった。

○あっせんの結果

あっせん申請後も、両者の主張の隔たりは大きい状況でしたが、あっせん員の粘り強い説得の結果、双方から金銭解決の意向が示され、事件は終結しました。

○解決に要した期間

解決に要した期間：76日

○今回の事件のポイント

- ・労働契約の締結に際しては、使用者（会社）は、賃金や労働時間等の労働条件を書面により明示しなければなりません。
- ・後々のトラブルを避けるためにも、自身の労働条件等について不明な点があれば、質問して疑問点を解消してください。